

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年8月）【出来形管理基準及び規格値】

箇所	頁数	訂正前(削除箇所:青字の部分)	訂正後(追記箇所:赤字の部分)																																												
(まえばき) 7.その他 (2) 情報化施工	P2	10,000m ³ 以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）及び「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」または「R TK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定によるものとする。	10,000m ³ 以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。 ただし、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」は「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に読み替えるものとし、「T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「T S等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。																																												
(まえばき) 7.その他 (3) 3次元データによる出来形管理	P2	土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領（土工編）」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）」、「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領（案）」または「R TK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定によるものとする。 また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。	土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。 また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定によるものとする。 河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、基礎基準のほか、「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領（河川浚渫工事編）（案）」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。																																												
3-2-6-7-2 アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	1-25	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">測定項目</th> <th style="width:15%;">規格値</th> <th style="width:20%;">測定基準</th> <th style="width:50%;">測定箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">基準高▽</td> <td>個々の測定値 (X) 中規模以上 ±90</td> <td rowspan="4">1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は平均測定値の平均 小規模以下 ±90</td> <td rowspan="4">工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</td> </tr> <tr> <td>個々の測定値 (X) 小規模以下 ±90</td> </tr> <tr> <td>10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15</td> </tr> <tr> <td>10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">厚さあるいは標高較差</td> <td>個々の測定値 (X) 中規模以上 ±90</td> <td rowspan="4">2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>個々の測定値 (X) 小規模以下 ±90</td> </tr> <tr> <td>10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15</td> </tr> <tr> <td>10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	基準高▽	個々の測定値 (X) 中規模以上 ±90	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は平均測定値の平均 小規模以下 ±90	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	個々の測定値 (X) 小規模以下 ±90	10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15	10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 中規模以上 ±90	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。		個々の測定値 (X) 小規模以下 ±90	10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15	10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15			4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">測定項目</th> <th style="width:15%;">規格値</th> <th style="width:20%;">測定基準</th> <th style="width:50%;">測定箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">基準高▽</td> <td>個々の測定値 (X) 中規模以上 ±90</td> <td rowspan="4">1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は平均測定値の平均 小規模以下 ±90</td> <td rowspan="4">工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</td> </tr> <tr> <td>個々の測定値 (X) 小規模以下 ±90</td> </tr> <tr> <td>10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15</td> </tr> <tr> <td>10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">厚さあるいは標高較差</td> <td>個々の測定値 (X) 中規模以上 ±90</td> <td rowspan="4">2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>個々の測定値 (X) 小規模以下 ±90</td> </tr> <tr> <td>10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15</td> </tr> <tr> <td>10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	基準高▽	個々の測定値 (X) 中規模以上 ±90	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は平均測定値の平均 小規模以下 ±90	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	個々の測定値 (X) 小規模以下 ±90	10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15	10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 中規模以上 ±90	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。		個々の測定値 (X) 小規模以下 ±90	10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15	10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15			4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	
測定項目	規格値	測定基準	測定箇所																																												
基準高▽	個々の測定値 (X) 中規模以上 ±90	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は平均測定値の平均 小規模以下 ±90	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満																																												
	個々の測定値 (X) 小規模以下 ±90																																														
	10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15																																														
	10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15																																														
厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 中規模以上 ±90	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。																																													
	個々の測定値 (X) 小規模以下 ±90																																														
	10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15																																														
	10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15																																														
		4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。																																													
測定項目	規格値	測定基準	測定箇所																																												
基準高▽	個々の測定値 (X) 中規模以上 ±90	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は平均測定値の平均 小規模以下 ±90	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一種類の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満																																												
	個々の測定値 (X) 小規模以下 ±90																																														
	10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15																																														
	10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15																																														
厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 中規模以上 ±90	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。																																													
	個々の測定値 (X) 小規模以下 ±90																																														
	10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15																																														
	10個の測定値の平均(X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15																																														
		4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。																																													

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年8月）【出来形管理基準及び規格値】

箇所	頁数	訂正前(削除箇所:青字の部分)			訂正後(追記箇所:赤字の部分)				
3-2-6-7-4 アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	I-27	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 中規模以上 -54 個々の測定値 (X) 小規模以下 -63 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -8 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 中規模以上 -54 個々の測定値 (X) 小規模以下 -63 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -8 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満
3-2-6-7-6 アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	I-29	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 中規模以上 -54 個々の測定値 (X) 小規模以下 -63 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -8 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 中規模以上 -54 個々の測定値 (X) 小規模以下 -63 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -8 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年8月）【出来形管理基準及び規格値】

箇所	頁数	訂正前(削除箇所:青字の部分)			訂正後(追記箇所:赤字の部分)				
3-2-6-7-10 アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	I-33	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 中規模以上 -20 個々の測定値 (X) 小規模以下 -25 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -3 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 中規模以上 -20 個々の測定値 (X) 小規模以下 -25 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -3 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
3-2-6-7-12 アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	I-35	厚さあるいは標高較差 平坦性	個々の測定値 (X) 中規模以上 -17 個々の測定値 (X) 小規模以下 -20 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -2 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -3 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 3m ² プロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	厚さあるいは標高較差 平坦性	個々の測定値 (X) 中規模以上 -17 個々の測定値 (X) 小規模以下 -20 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -2 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -3 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 3m ² プロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年8月）【出来形管理基準及び規格値】

箇所	頁数	訂正前(削除箇所:青字の部分)				訂正後(追記箇所:赤字の部分)			
3-2-6-8-6 半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	I-38-①	厚さあるいは標高較差	個々の測定値(X) 中規模以上 -54 個々の測定値(X) 小規模以下 -63 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -8 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	厚さあるいは標高較差	個々の測定値(X) 中規模以上 -54 個々の測定値(X) 小規模以下 -63 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -8 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
3-2-6-8-7 半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	I-38-②	厚さ	個々の測定値(X) 中規模以上 -15 個々の測定値(X) 小規模以下 -20 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -5 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	厚さ	個々の測定値(X) 中規模以上 -15 個々の測定値(X) 小規模以下 -20 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -5 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の見点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
3-2-6-8-8 半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	I-39-①	厚さあるいは標高較差	個々の測定値(X) 中規模以上 -36 個々の測定値(X) 小規模以下 -45 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -5 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	厚さあるいは標高較差	個々の測定値(X) 中規模以上 -36 個々の測定値(X) 小規模以下 -45 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -5 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年8月）【出来形管理基準及び規格値】

箇所	頁数	訂正前(削除箇所:青字の部分)			訂正後(追記箇所:赤字の部分)				
3-2-6-8-9 半たわみ性舗装工 (基層工)	I-39-②	厚さ	個々の測定値 (X) 中規模以上 -9 個々の測定値 (X) 小規模以下 -12 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -3 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	厚さ	個々の測定値 (X) 中規模以上 -9 個々の測定値 (X) 小規模以下 -12 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -3 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
3-2-6-8-10 半たわみ性舗装工 (面管理の場合)	I-40-①	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 中規模以上 -20 個々の測定値 (X) 小規模以下 -25 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -3 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。こ	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 中規模以上 -20 個々の測定値 (X) 小規模以下 -25 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -3 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
3-2-6-8-12 半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	I-41-①	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 中規模以上 -17 個々の測定値 (X) 小規模以下 -20 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -2 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 中規模以上 -17 個々の測定値 (X) 小規模以下 -20 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -2 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
		平坦性	10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 3m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			平坦性	10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 3m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下		

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年8月）【出来形管理基準及び規格値】

箇所	頁数	訂正前(削除箇所:青字の部分)				訂正後(追記箇所:赤字の部分)				
3-2-6-9-1 排水性舗装工 (下層路盤工)	I-41-②	基準高▽	個々の測定値 (X) 中規模以上 ±40	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	基準高▽	個々の測定値 (X) 中規模以上 ±40	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
			個々の測定値 (X) 小規模以下 ±50				個々の測定値 (X) 中規模以上 -45			
		厚さ	個々の測定値 (X) 中規模以上 -45	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		厚さ	個々の測定値 (X) 中規模以上 -45			
			10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均 中規模以上 -15				10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均 中規模以上 -15			
幅	個々の測定値 (X) 中規模以上 -50	幅	幅	個々の測定値 (X) 中規模以上 -50						
	個々の測定値 (X) 小規模以下 -50			個々の測定値 (X) 小規模以下 -50						
3-2-6-9-2 排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	I-42-①	基準高▽	個々の測定値 (X) 中規模以上 ±90	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	基準高▽	個々の測定値 (X) 中規模以上 ±90	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		
			個々の測定値 (X) 小規模以下 ±90				個々の測定値 (X) 中規模以上 ±90			
			厚さあるいは標高較差				10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15		厚さあるいは標高較差	10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15
							10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15			10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15
厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 中規模以上 ±90	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 中規模以上 ±90							
	個々の測定値 (X) 小規模以下 ±90		個々の測定値 (X) 小規模以下 ±90							
厚さあるいは標高較差	10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15	厚さあるいは標高較差	10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15							
	10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15		10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15							
3-2-6-9-3 排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	I-42-②	厚さ	個々の測定値 (X) 中規模以上 -25	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	厚さ	個々の測定値 (X) 中規模以上 -			
			個々の測定値 (X) 小規模以下 -30				個々の測定値 (X) 中規模以上 -			
			幅				10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均 中規模以上 -8	幅	10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均 中規模以上 -	
							10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均 小規模以下 -10		10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均 小規模以下 -	
幅	個々の測定値 (X) 中規模以上 -50	幅	個々の測定値 (X) 中規模以上 -							
	個々の測定値 (X) 小規模以下 -50		個々の測定値 (X) 小規模以下 -							

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年8月）【出来形管理基準及び規格値】

箇所	頁数	訂正前(削除箇所:青字の部分)				訂正後(追記箇所:赤字の部分)			
3-2-6-9-4 排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	I-43-①	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 中規模以上 -54 個々の測定値 (X) 小規模以下 -63 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -8 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 中規模以上 -54 個々の測定値 (X) 小規模以下 -63 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -8 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
3-2-6-9-5 排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	I-43-②		厚さ 幅	個々の測定値 (X) 中規模以上 -25 個々の測定値 (X) 小規模以下 -30 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -8 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -10 個々の測定値 (X) 中規模以上 -50 個々の測定値 (X) 小規模以下 -50	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の見点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法による事が出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	厚さ 幅	個々の測定値 (X) 中規模以上 -25 個々の測定値 (X) 小規模以下 -30 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -8 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -10 個々の測定値 (X) 中規模以上 -50 個々の測定値 (X) 小規模以下 -50
3-2-6-9-6 排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	I-44-①	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 中規模以上 -54 個々の測定値 (X) 小規模以下 -63 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -8 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 中規模以上 -54 個々の測定値 (X) 小規模以下 -63 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -8 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年8月）【出来形管理基準及び規格値】

箇所	頁数	訂正前(削除箇所:青字の部分)				訂正後(追記箇所:赤字の部分)			
3-2-6-9-7 排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	I-44-②	厚さ 幅	個々の測定値 (X) 中規模以上 -15 個々の測定値 (X) 小規模以下 -20 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -5 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -7 個々の測定値 (X) 中規模以上 -50 個々の測定値 (X) 小規模以下 -50	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。	厚さ 幅	個々の測定値 (X) 中規模以上 -15 個々の測定値 (X) 小規模以下 -20 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -5 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -7 個々の測定値 (X) 中規模以上 -50 個々の測定値 (X) 小規模以下 -50	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。
3-2-6-9-8 排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	I-45-①	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 中規模以上 -36 個々の測定値 (X) 小規模以下 -45 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -5 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 中規模以上 -36 個々の測定値 (X) 小規模以下 -45 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -5 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
3-2-6-9-9 排水性舗装工 (基層工)	I-45-②	厚さ 幅	個々の測定値 (X) 中規模以上 -9 個々の測定値 (X) 小規模以下 -12 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -3 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -4 個々の測定値 (X) 中規模以上 -25 個々の測定値 (X) 小規模以下 -25	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。	厚さ 幅	個々の測定値 (X) 中規模以上 -9 個々の測定値 (X) 小規模以下 -12 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 -3 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 -4 個々の測定値 (X) 中規模以上 -25 個々の測定値 (X) 小規模以下 -25	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年8月）【出来形管理基準及び規格値】

箇所	頁数	訂正前(削除箇所:青字の部分)			訂正後(追記箇所:赤字の部分)				
3-2-6-10-2 透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	I-48-②	基準高▽ t<15cm 個々の測定値(X) ±90 測定値の平均 +50 -10 基準高▽ t≥15cm 個々の測定値(X) ±90 測定値の平均 +50 -15 厚さあるいは標高較差 t<15cm 個々の測定値(X) ±90 測定値の平均 +50 -10 厚さあるいは標高較差 t≥15cm 個々の測定値(X) ±90 測定値の平均 +50 -15	個々の測定値(X) +90 -70 測定値の平均 +50 -10 個々の測定値(X) ±90 測定値の平均 +50 -15 個々の測定値(X) ±90 -70 測定値の平均 +50 -10 個々の測定値(X) ±90 測定値の平均 +50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	基準高▽ t<15cm 基準高▽ t≥15cm 厚さあるいは標高較差 t<15cm 厚さあるいは標高較差 t≥15cm	個々の測定値(X) +90 -70 測定値の平均 +50 -10 個々の測定値(X) ±90 測定値の平均 +50 -15 個々の測定値(X) ±90 -70 測定値の平均 +50 -10 個々の測定値(X) ±90 測定値の平均 +50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
3-2-6-10-3 透水性舗装工 (表層工)	I-49-①	厚さ 個々の測定値(X) -9 測定値の平均 -3 幅 個々の測定値(X) -25	個々の測定値(X) -9 測定値の平均 -3 個々の測定値(X) -25	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	厚さ 個々の測定値(X) -9 測定値の平均 -3 幅 個々の測定値(X) -25	個々の測定値(X) -9 測定値の平均 -3 個々の測定値(X) -25	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
3-2-6-10-4 透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	I-49-②	厚さあるいは標高較差 個々の測定値(X) -20 測定値の平均 -3	個々の測定値(X) -20 測定値の平均 -3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	厚さあるいは標高較差 個々の測定値(X) -20 測定値の平均 -3	個々の測定値(X) -20 測定値の平均 -3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年8月）【出来形管理基準及び規格値】

箇所	頁数	訂正前(削除箇所:青字の部分)				訂正後(追記箇所:赤字の部分)			
3-2-6-11-4 グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	I-51-②	厚さあるいは標高較差	個々の測定値(X) 中規模以上 -20	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	厚さあるいは標高較差	個々の測定値(X) 中規模以上 -20	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
個々の測定値(X) 小規模以下 -25	10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均		10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		厚さあるいは標高較差	個々の測定値(X) 小規模以下 -25	10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均	
3-2-6-11-6 グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	I-52-②	厚さあるいは標高較差	個々の測定値(X) 中規模以上 -17		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	厚さあるいは標高較差	個々の測定値(X) 中規模以上 -17	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。
個々の測定値(X) 小規模以下 -20	10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均		10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さあるいは標高較差		個々の測定値(X) 小規模以下 -20	10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均	10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均
10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均	10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均	10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		平坦性	10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均	10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均	10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。
3m ⁷ プロファイルメータ(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	3m ⁷ プロファイルメータ(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	3m ⁷ プロファイルメータ(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下		2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	平坦性	10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均	10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均	10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合は平均測定値の平均	

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年8月）【出来形管理基準及び規格値】

箇所	頁数	訂正前(削除箇所:青字の部分)			訂正後(追記箇所:赤字の部分)				
3-2-6-12-2 コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	I-53-②	基準高▽	個々の測定値 (X) 中規模以上 ±90 個々の測定値 (X) 小規模以下 ±90 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は平均測定値の平均計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未滿あるいは施工面積が2,000㎡未滿。	基準高▽	個々の測定値 (X) 中規模以上 ±90 個々の測定値 (X) 小規模以下 ±90 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は平均測定値の平均計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未滿あるいは施工面積が2,000㎡未滿。
		厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 中規模以上 ±90 個々の測定値 (X) 小規模以下 ±90 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。		厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 中規模以上 ±90 個々の測定値 (X) 小規模以下 ±90 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。	
				4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。				4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	
3-2-6-12-4 コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	I-53-④	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 中規模以上 -55 個々の測定値 (X) 小規模以下 -66 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 -8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は平均測定値の平均計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未滿あるいは施工面積が2,000㎡未滿。	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) 中規模以上 -55 個々の測定値 (X) 小規模以下 -66 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 -8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は平均測定値の平均計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未滿あるいは施工面積が2,000㎡未滿。
				2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。				2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年8月）【出来形管理基準及び規格値】

箇所	頁数	訂正前(削除箇所:青字の部分)			訂正後(追記箇所:赤字の部分)				
3-2-6-12-6 コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	I-54-②	厚さあるいは標高較差	個々の測定値(X) 中規模以上 -55 個々の測定値(X) 小規模以下 -66 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 -8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	厚さあるいは標高較差	個々の測定値(X) 中規模以上 -55 個々の測定値(X) 小規模以下 -66 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 -8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。
3-2-6-12-8 コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	I-54-④	厚さあるいは標高較差	個々の測定値(X) 中規模以上 -20 個々の測定値(X) 小規模以下 -27 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 -3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	厚さあるいは標高較差	個々の測定値(X) 中規模以上 -20 個々の測定値(X) 小規模以下 -27 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 -3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年8月）【出来形管理基準及び規格値】

箇所	頁数	訂正前(削除箇所:青字の部分)			訂正後(追記箇所:赤字の部分)				
3-2-6-12-10 コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	I-55-②	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) -22 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 -3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	厚さあるいは標高較差	個々の測定値 (X) -22 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 -3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
		平坦性	3m ² プロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			平坦性	コンクリートの硬化後3m ² プロファイルにより機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下		
						目地段差	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	
3-2-6-12-11 コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	I-55-③	基準高▽	個々の測定値 (X) 中規模以上 ±40 個々の測定値 (X) 小規模以下 ±50	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	基準高▽	個々の測定値 (X) 中規模以上 ±40 個々の測定値 (X) 小規模以下 ±50	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
		厚さ	個々の測定値 (X) -45 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 -15			厚さ	個々の測定値 (X) -45 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 -15		
		幅	個々の測定値 (X) -50			幅	個々の測定値 (X) -50		

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年8月）【出来形管理基準及び規格値】

箇所	頁数	訂正前(削除箇所:青字の部分)		訂正後(追記箇所:赤字の部分)					
3-2-6-12-12 コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	I-55-④	3-2-6-12-12 コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	個々の測定値 (X) 中規模以上 ±90 個々の測定値 (X) 小規模以下 ±90 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15	1. 3次元データによる出来形管理にお いて「地上型レーザーสキャナーを用い た出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザ ーสキャナーを用いた出来形管理要領(案)」 または「TS(ノンプリズム方式)を用 いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する 場合、その他本基準に規定する計測精 度・計測密度を満たす計測方法により出 来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度 として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全 ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m ² (平面投影面積当たり)以上と する。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の 標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較 差平均値+設計厚さから求まる高さとの 差とする。この場合、基準高の評価は省 略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未 満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。	3-2-6-12-12 コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	個々の測定値 (X) 中規模以上 ±90 個々の測定値 (X) 小規模以下 ±90 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 中規模以上 +40 -15 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 小規模以下 +50 -15	1. 3次元データによる出来形管理にお いて「地上型レーザーสキャナーを用い た出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザ ーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」または「TS(ノン プリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編)(案)」に基づき出来形 管理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計測 方法により出来形管理を実施する場合に 適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度 として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全 ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m ² (平面投影面積当たり)以上と する。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の 標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較 差平均値+設計厚さから求まる高さとの 差とする。この場合、基準高の評価は省 略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未 満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。
3-2-6-12-13 コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	I-55-⑤	厚さ 個々の測定値 (X) 中規模以上 -25 個々の測定値 (X) 小規模以下 -30 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 -8 幅 個々の測定値 (X) -50	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起 きて測定。ただし、幅は設計図書の測 点によらず延長80m以下の間隔で測定す ることができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均値 (X10)について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未 満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未 満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均値 (X10)について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未 満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を 省略することができる。	厚さ 個々の測定値 (X) 中規模以上 -25 個々の測定値 (X) 小規模以下 -30 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 -8 幅 個々の測定値 (X) -50	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起 きて測定。ただし、幅は設計図書の測 点によらず延長80m以下の間隔で測定す ることができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均値 (X10)について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未 満の場合は測定値の平均値は適用しない。	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚 さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起 きて測定。ただし、幅は設計図書の測 点によらず延長80m以下の間隔で測定す ることができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均値 (X10)について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未 満の場合は測定値の平均値は適用しない。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未 満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以 上の割合で規格値を満足しなければなら ないとともに、10個の測定値の平均値 (X10)について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未 満の場合は測定値の平均値は適用しない。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未 満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。
3-2-6-12-14 コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	I-55-⑥	厚さあるいは標高較差 個々の測定値 (X) 中規模以上 -55 個々の測定値 (X) 小規模以下 -66 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 -8	1. 3次元データによる出来形管理にお いて「地上型レーザーสキャナーを用い た出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザ ーสキャナーを用いた出来形管理要領(案)」 または「TS(ノンプリズム方式)を用 いた出来形管理要領(舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する 場合、その他本基準に規定する計測精 度・計測密度を満たす計測方法により出 来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度 として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全 ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m ² (平面投影面積当たり)以上と する。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の 標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較 差平均値+設計厚さから求まる高さとの 差とする。この場合、基準高の評価は省 略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未 満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。	厚さあるいは標高較差 個々の測定値 (X) 中規模以上 -55 個々の測定値 (X) 小規模以下 -66 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 -8	1. 3次元データによる出来形管理にお いて「地上型レーザーสキャナーを用い た出来形管理要領(舗装工事編) (案)」、「地上移動体搭載型レーザ ーสキャナーを用いた出来形管理要領(舗 装工事編)(案)」または「TS(ノン プリズム方式)を用いた出来形管理要領 (舗装工事編)(案)」に基づき出来形 管理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計測 方法により出来形管理を実施する場合に 適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度 として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全 ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m ² (平面投影面積当たり)以上と する。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の 標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較 差平均値+設計厚さから求まる高さとの 差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未 満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未 満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アス ファルト混合物の総使用量が500 t 未 満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年8月）【出来形管理基準及び規格値】

箇所	頁数	訂正前(削除箇所:青字の部分)				訂正後(追記箇所:赤字の部分)			
3-2-6-12-15 コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	I-56-①	厚さ	個々の測定値(X) 中規模以上 -25 個々の測定値(X) 小規模以下 -30 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 -8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	厚さ	個々の測定値(X) 中規模以上 -25 個々の測定値(X) 小規模以下 -30 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 -8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。
3-2-6-12-16 コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)	I-56-②	厚さあるいは標高較差	個々の測定値(X) 中規模以上 -55 個々の測定値(X) 小規模以下 -66 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 -8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「T S(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	厚さあるいは標高較差	個々の測定値(X) 中規模以上 -55 個々の測定値(X) 小規模以下 -66 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 -8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。
3-2-6-12-17 コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	I-56-③	厚さ	個々の測定値(X) 中規模以上 -9 個々の測定値(X) 小規模以下 -12 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 -3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	厚さ	個々の測定値(X) 中規模以上 -9 個々の測定値(X) 小規模以下 -12 10個の測定値の平均(X10)*面管理の 場合は平均測定値の平均 -3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年8月）【出来形管理基準及び規格値】

箇所	頁数	訂正前(削除箇所:青字の部分)		訂正後(追記箇所:赤字の部分)					
3-2-6-12-18 コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	I-56-④	厚さあるいは標高較差	<p>個々の測定値 (X) 中規模以上 -20</p> <p>個々の測定値 (X) 小規模以下 -27</p> <p>10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合 は平均測定値の平均 -3</p>	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</p>	厚さあるいは標高較差	<p>個々の測定値 (X) 中規模以上 -20</p> <p>個々の測定値 (X) 小規模以下 -27</p> <p>10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合 は平均測定値の平均 -3</p>	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</p>
3-2-6-12-20 コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	I-56-⑥	厚さあるいは標高較差	<p>個々の測定値 (X) -32</p> <p>10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合 は平均測定値の平均 -4.5</p>	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	厚さあるいは標高較差	<p>個々の測定値 (X) -32</p> <p>10個の測定値の平均(X10)*面管理の場合 は平均測定値の平均 -4.5</p>	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
		平坦性	<p>3m²プロファイルメータ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下</p>			平坦性	<p>転圧コンクリートの硬化後、3m²プロファイルメータにより (σ)2.4mm以下</p>		
		目地段差	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		目地段差	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	

土木工事施工管理基準及び規格値の一部訂正について（平成30年8月）【出来形管理基準及び規格値】

箇所	頁数	訂正前(削除箇所:青字の部分)				訂正後(追記箇所:赤字の部分)			
3-2-6-13-1 薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	I-57	基準高▽	個々の測定値 (X) 中規模以上 ±40 個々の測定値 (X) 小規模以下 ±50	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の見点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	基準高▽	個々の測定値 (X) 中規模以上 ±40 個々の測定値 (X) 小規模以下 ±50	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
3-2-6-14-2 薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	I-57	厚さ	個々の測定値 (X) 中規模以上 -25 個々の測定値 (X) 小規模以下 -30 10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均 -8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の見点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	厚さ	個々の測定値 (X) 中規模以上 -25 個々の測定値 (X) 小規模以下 -30 10個の測定値の平均 (X10) * 面管理の場合は平均測定値の平均 -8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
3-2-16-3-3 浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	I-85	3-2-16-3-3 浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値 ±0以下 個々の測定値 +400以下	1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		3-2-16-3-3 浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値 0以下 個々の測定値 +400以下	1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫)(案)」、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫)(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。	